

## 「枝幸ウィンドファーム（仮称）環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（H30, NEDO）」に示されるような前倒し調査を実施（又は予定）している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	本事業では、希少猛禽類調査について、2営業期の生息状況を確認するため、令和6年1月から前倒し調査を実施しています。 前倒し調査の実施に当たっては、専門家への聞き取りを行い、調査の実施時期・内容について助言を受けています。 具体的には、希少猛禽類の生息状況が確認できる対象事業実施区域及びその周囲に8地点を設定して調査する定点観測法及び出現状況に応じ調査地点を移動する移動定点法により、令和7年8月まで各月1回連続3日間の調査を実施しています。 また、令和6年12月から、夜間鳥類調査（フクロウ類）として鳴き声確認調査、自動録音法、痕跡確認調査を実施する予定です。
1-2	-	相互理解等	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	方法書の段階においては、環境影響評価法に基づく方法書及び要約書の公表、縦覧の実施並びに説明会の開催のほかに、風況調査や希少猛禽類調査の実施に際し、事前に関係自治体や調査近隣地区の方々へ説明を実施するなど積極的に情報提供を行っています。 今後も、あらゆる機会を活用して関係自治体や住民の方々へ積極的な情報提供を行い相互理解に努めていきます。
1-3	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおける、本方法書のインターネットでの公表期間は意見提出期限までとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30. 4. 1施行 R4. 6. 30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることも踏まえてご回答ください。	方法書本書のダウンロード・印刷については、情報の正確性を保ち、第三者による切り取りなどにより偏った情報が拡散されることを防止するために制限しています。 しかしながら、図書の公開が住民の方々との相互理解促進のためにも、重要な位置を占めていることから、環境影響評価法に定められた方法書、要約書に加えて方法書の記載内容をご理解いただきやすく整理したパンフレット（あらし）を作成し、準備書手続きまでダウンロード・印刷可能とし利便性の向上に努めています。 なお、環境省が事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めていることは承知していますが、上記の課題の対応も含め今後の検討事項とさせていただきます。

## 2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3	2.1 対象事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。 また、準備書においては、ネイチャーポジティブに係る取組についても記載されることを想定されているかをご教示ください。	本事業においては、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは同時に達成すべき重要な目標であると考えています。 具体的には、環境影響評価手続きを通じて、重要な動植物の種及び注目すべき生息地、重要な群落への環境保全措置並びに生態系の機能の維持を適切に実施することがネイチャーポジティブに係る取り組みであるとと考えています。 また、準備書において、環境省が推進する「令和6年度ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再生可能エネルギー推進技術等の評価・実証事業」などを参考とし、ネイチャーポジティブに係る取り組みを記載することを想定しています。
2-2	4	2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力	1次	近年、風力発電機はより大型化していますが、単機出力を4,300kWより増大することは検討されていないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	現時点においては、風力発電機の単機出力を4,300kWより増大することは検討していません。
2-3	11-12	表2.2-1 対象事業実施区域の状況写真	1次	3番と14番は同じ地点から2方向の写真を撮影していますが、どちらの写真がどの方向か分かるようにお示しください。	撮影地点3番と14番からの撮影方向（2方向）については、【別添資料2-3】のとおり矢印に番号を記載しました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	19	㊸ 緑化に伴う修景計画	1次	<p>①緑化について、【図書に記載の事業計画】とありますが、在来種の種子だとしても産地が重要であり、遺伝子汚染を防ぐ観点から、基本的に在来種を用いた復元緑化を行うこととし、国内他地域産の種子や外国で生産された在来種の種子は使用を控えるのが望ましく、工事区における表土取り置きも有効であると考えます。</p> <p>これらを踏まえ、外来種を用いなければならなくなる事態となる想定がありましたら、そのことについて詳細をご教示いただくとともに、用いる可能性のある外来種（国内外来種を含む。）とその外来種が侵略的な種ではないことの根拠や、外来種の拡散防止対策についても併せてご教示ください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会）  <a href="https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf">https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</a></p> <p>②改変区域のうち、切盛法面は可能な限り在来種による緑化（種子吹付け等）を実施する計画であるとのことですが、切盛法面以外の改変部分の緑化に対する事業者の見解と対応方針をご教示ください。</p>	<p>①本事業の緑化計画においては、在来種の使用を基本方針とし、特に遺伝子汚染を防ぐ観点から在来種を用いることを重視しており、国内他地域産の種子や外国で生産された在来種の種子は、使用を避ける方針です。</p> <p>また、工事区における表土の取り置きは、在来植物の自然な再生を支援するための重要な手段と考えており、積極的に活用する方針です。</p> <p>なお、外来種（国内外来種を含む）を用いなければならぬ状況が発生する可能性については、現時点では想定していませんが、万が一そのような事態が生じた場合、専門家等の意見を参考に使用する外来種を選定するとともに、外来種拡散を防ぐための具体的な管理手法を導入し、環境への影響を最小限に抑えるよう努めます。</p> <p>②切盛法面以外の改変部分に関しても、緑化の必要性を認識しており、特に、風力発電機ヤード等の造成面については、供用後に維持管理で活用しない部分がある場合には、緑化を行うこととしています。</p>
2-5	21	図2.2-6(2) 改変区域図	1次	<p>区域西端部にある歌登町立幌別中央小学校の校舎跡が対象事業実施区域に含まれていますが、搬入路造成のほか、本事業による改変等を予定しているのでしょうか。</p>	<p>対象事業実施区域の西端部にある歌登町立幌別中央小学校の校舎跡の道道220号線に面したグラウンドの一部を風力発電機等搬入のために仮設搬入路として整地し使用する計画としています。</p> <p>それ以外の箇所では本事業による改変等は予定していません。</p>
2-6	23	(a)大型資材及び工事用資材等の輸送ルート	1次	<p>浜頓別町内にある生コン工場からの輸送を計画されていますが、浜頓別町を関係町とする必要はないと判断された理由をご教示ください。</p>	<p>浜頓別町内にある生コン工場からの輸送については、枝幸町にある生コン工場と分散することで交通量が過度に増加しない計画とすること、輸送に使用する一般国道238号は可能な限り市街地を避けるルートとすることから、騒音や振動の影響はほとんどないものと考え、関係町へは含まれないと判断しました。</p> <p>また、浜頓別町内の一般国道238号を通る輸送ルートは、周辺のクッチャロ湖畔キャンプ場へのアクセスルートと一部重複するものと考えられますが、生コン工場を分散利用することで交通量が過度に増加しない計画とすることから、人と自然との触れ合い活動の場の利用へのアクセスルートの観点からも影響はほとんどないものと考えています。</p>
2-7	26	(c)工事中の排水に関する事項	1次	<p>車両洗浄により生じた排水の処理方法をお示ください。</p>	<p>車両洗浄については、対象事業実施区域内で車体の洗浄は実施せず、水によるタイヤ洗浄のみとしています。</p> <p>具体的には、ダンプトラック等のタイヤをタイヤ洗浄機にて洗浄し、洗浄水は仮設の沈砂池にて洗浄水を集水し土砂を沈降させる方法を用います。この方法により、沈降した土砂を除去し、上澄みの水を適切に処理することで、排水が環境に与える影響を最小限に抑えることとします。</p>
2-8	27	(g) 残土に関する事項	1次	<p>「対象事業実施区域外への残土の搬出は行わない計画としている」とのことですが、残土は事業実施区域内で処理すれば良いというのではなく、アセス評価項目の水質への影響のほか、住民理解に向けて災害防止の観点からの処理方法の検討が必要と考えます。このことについての事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>対象事業実施区域内に残土の置き場を設置し処理する計画としているため、水質への影響を含む環境アセスメントの評価項目として考慮するだけでなく、住民の理解を得るために災害防止の観点からも対応が必要であると認識しています。</p> <p>具体的には、災害防止の観点から北海道林地開発許可制度及び盛土規制法の基準に準拠し、仮設沈殿池、防災排水管、法面排水工等の防災設備を設置する計画で検討をしています。</p> <p>なお、これらの処理方法の実施に際しては、盛土規制法に基づく説明会等で住民の方々へ丁寧な説明を行いご理解を得ることとしています。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-9	38他	表2. 2-7他	1次	<p>北海道の鳥獣保護区等位置図は令和6年度版が最新です。最新の内容を確認の上、ここに限らず図書全体の関連する記載内容を修正する必要性がないかをご教示ください。</p> <p>また、修正を要する場合は、その内容をあわせてお示しください。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の概況に係る文献その他の資料の収集については、令和6年5月時点での確認・閲覧を基本としています。そのため、ご質問にありました鳥獣保護区等位置図の最新版（令和6年度版）につきましては、令和6（2024）年8月29日に公表されていたため、本図書にはその情報を反映できませんでした。</p> <p>なお、令和6年度版の北海道の鳥獣保護区等位置図を確認した結果、図書に記載された鳥獣保護区の変更は見られませんが、図書全体の関連する記載内容についても、最新の情報に基づいているか再度確認することとします。</p> <p>また、方法書以降の図書においても最新の情報を反映させることで、正確で信頼性の高い情報を提供し、関係者の皆さまの理解を深めていくこととします。</p>
2-10	43	1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅	1次	<p>①検討対象エリアと「住居」との離隔について記載されていますが、図2. 2-16の凡例は「住宅等」とされています。このため、「住居」と「住宅等」の違いをご教示ください。</p> <p>②「風力発電機配置の計画に際しては、可能な限り住居との離隔が確保できるよう検討することとした」とありますが、具体的にどのような検討を行った結果、風力発電機設置予定位置と可能な限り離隔をとったと判断されたのかをご教示ください。</p>	<p>①「住居」と「住宅等」の違いについてですが、実際にはこれらは同一のものを指しています。図2. 2-16の凡例における「住宅等」は、住居を含む広範な建築物を指すための表現であり、具体的には学校や病院、福祉施設等、住民が利用する施設も含まれています。これにより、住居だけでなく、住民の生活に関連するさまざまな施設を考慮した記載となっています。今後は、表現の統一を図り、誤解を招かないように「住宅等」で統一し、【別添資料2-10】のとおり修正しました。</p> <p>②重大な影響の発生が懸念される距離として、「風力発電機に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成23年）において、風力発電機から約400mの距離にある住宅において苦情等が多く発生している調査結果が報告されていることを参考に、方法書段階では、風力発電機設置予定位置から最寄りの住宅まで離隔距離をできるだけ確保することで生活環境への配慮を図りました。現在の風力発電機設置予定位置から最寄りの住宅までの離隔距離は約1. 3kmですが、離隔距離を数値設定するものではありません。今後の方法書以降の手続きにおいて、騒音、風車の影等の現地調査を実施し、風力発電機の諸元に応じて、予測及び評価を行い、騒音、風車の影等による影響が生じると判断される場合は風力発電機の配置を再検討します。</p>
2-11	45	図2. 2-16(1) 環境保全上配慮が必要な施設等の状況（住宅等）	1次	<p>本文には記載されていませんが、検討対象エリア内の南側には住宅等が存在するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、当該住宅等は、図2. 2-18によると、対象事業実施区域には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本文には記載されていませんが、検討対象エリアの南側に住宅等が存在するとの認識で間違いありません。また、当該住宅等は、図2. 2-18に記載の通り、対象事業実施区域には含まれていません。</p> <p>事業計画検討に当たっては、住民等の生活環境を考慮し、住宅等が対象事業実施区域に含まれないようにすることで、地域住民への影響を軽減することとしています。</p>
2-12	47	⑥ 対象事業実施区域等の設定	1次	<p>「風力発電機設置予定位置は、植生自然度9・10の群落を可能な限り回避する計画とした」とのことですが、一方、P22に示される新設道路については、南東部において植生自然度9のトドマツ-ミズナラ群落と重複しているものと思われます。今後、道路の敷設において、当該土地の改変に当たり、留意しようとしていることがありましたら、その内容をご教示ください。</p>	<p>風力発電機設置予定位置に至る新設道路敷設箇所の一部が植生自然度9のトドマツ-ミズナラ群落と重複していますが、方法書以降の手続きにおいて、文献及びその他の資料（航空写真、植生履歴等）の確認を行った上で植物相及び植生の現地調査を実施し、予測及び評価を行い、重要な植物及び植生への影響が生じると判断される場合は環境保全措置を検討することで、重要な植物及び植生への影響について回避又は低減を図ります。</p> <p>具体的な環境保全措置として、可能な限り群落を避けるルート及び新設道路幅と道路長の最短ルートの選定、補強土壁等で改変エリアの低減、工事に使用する重機の削減、土壌の流出防止等を検討することとしています。</p>
2-13	50	図2. 2-18(2) 対象事業実施区域等の設定	1次	<p>図書20ページの改変区域図と本図を重ね合わせた図を拡大図も併せてお示しください。</p>	<p>改変区域図と配慮が必要なエリアの重ね図を【別添資料2-13】のとおり記載しました。</p>

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	87	表 3.1-14 収集した既存資料一覧表 3.1-17(6) 底生動物の重要な種	1次	環境省のレッドリストで共に絶滅危惧IB類 (EN) に指定されているカワシンジュガイ及びコガタシンジュガイについて、文献「枝幸町内における淡水二枚貝コガタカワシンジュガイ ( <i>Margaritifera togakushiensis</i> ) の生息情報」(枝幸研究9平成30年)においては、2種の外形は類似することから、外形からの種同定は難しく、2種の違いが比較的確認しやすい前閉殻筋痕の形を確認するには生体を殺す必要があるとの記載があります。底生動物についてはDNA分析による同定は行わない予定であると思われませんが、2種のいずれかに該当する個体を捕獲した場合、2種の保護のため、殺す手法による同定は行わず、「カワシンジュガイ又はコガタシンジュガイ」として整理いただき、記録した後は捕獲場所にリリースするのが望ましいと考えますが、このことについての事業者の見解を伺います。	カワシンジュガイ及びコガタシンジュガイについては、いずれも重要な種であることから、2種のいずれかに該当する個体を捕獲した場合は、2種の保護のため、殺す手法による同定は行わず、「カワシンジュガイ又はコガタシンジュガイ」として整理し、記録した後は捕獲場所にリリースすることとします。
3-2	91~	2) 鳥類の渡り経路等	1次	①対象事業実施区域及びその周辺は、ノスリやオオハクチョウ等の渡りのルートとなっているほか、オオワシ及びオジロワシの分布が確認されていますが、このことについての事業者の見解と、これを受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。 ②対象事業実施区域の周辺に夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われませんが、渡りの状況を把握できるよう、調査手法に反映する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	①希少猛禽類調査及び渡り鳥調査の調査地点の設定・配置に際しては、対象事業実施区域及びその周囲の渡りのルート及びオオワシ・オジロワシの主な生息環境を考慮し、対象事業実施区域周辺上空における渡りを広域で確認できる地点、オジロワシの営巣の可能性やオオワシ・オジロワシの採餌利用の可能性がある河川沿いが確認できる地点として検討しました。 ②渡り鳥の調査では、夜間の渡りを確認するため、サーマル機器やICレコーダーの活用等、夜間の渡りが確認できる調査手法の検討を進めています。
3-3	108	図 3.1-23(2) 現存植生図 (詳細)	1次	①当該図において風力発電機設置予定位置に位置する植生は、アカエゾマツ植林 (植生自然度6)、ササ-シラカンバ群落 (植生自然度7)、シラカンバ-ミズナラ群落 (植生自然度7)、その他植林 (植生自然度6)、(植生自然度6)、ダケカンバ群落 (V) (植生自然度7)、(植生自然度) トドマツ植林 (植生自然度6) で間違いないでしょうか。 ②①に掲げる植生のほか、変更区域 (新設道路、既存道路 (拡幅あり)、風力発電機ヤード、土砂置場、資材置場) に位置する植生をご教示ください。	①風力発電機設置予定位置 (風力発電機ヤード含む) に位置する植生について再度確認した結果、アカエゾマツ植林 (植生自然度6)、ササ-シラカンバ群落 (植生自然度7)、シラカンバ-ミズナラ群落 (植生自然度7)、その他植林 (植生自然度6)、カラマツ植林 (植生自然度6)、ダケカンバ群落 (V) (植生自然度7)、トドマツ植林 (植生自然度6) であり、質問内容に記載のある植生のほか、カラマツ植林が含まれていました。 ②変更区域 (新設道路、既存道路 (拡幅あり)、風力発電機ヤード、土砂置場、資材置場) に予定位置における植生を【別添資料3-3】のとおり記載しました。
3-4	128 130 132	3.1.6 景観及び人と自然とのふれあい活動の場の状況	1次	景観資源や主要な眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場については、公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報や自治体、関係団体へのヒアリングを実施したとされていますが、関係自治体や団体にどのような質問をし、それぞれどのような回答があったのか、ヒアリングの概要についてご教示ください。	景観資源や主要な眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場については、公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報をもとに、施設等一覧、位置図のドラフトを作成し、ヒアリングにおいてドラフトの記載内容をご確認いただきました。 ヒアリングは枝幸町役場、枝幸町役場歌登支所及び枝幸町観光協会に実施しており、それぞれ以下のような意見を頂いています。 ・枝幸町役場 ドラフトの記載内容で問題ないと思うが、事業エリア周辺にある歌登支所にも確認すること。 ・枝幸町役場歌登支所 景観資源に「歌登八幡神社」を追加すること。身近な眺望点としてあげる各地区のコミュニティセンターについては住民の利用状況から「歌登中央地区コミュニティセンターひまわり」と「本幌別コミュニティセンターやまねむ」がよいと考える。 ・枝幸町観光協会 ドラフト (枝幸町役場歌登支所の意見を反映した修正版) の記載内容で問題ないと思う。
3-5	130	表 3.1-32 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点	1次	表の下の記載のある出典の内、2、6、7及び12は表中の出典にありませんが、どのように活用されたのか、ご教示ください。	主要な眺望点の選定に際しては、対象事業実施区域周辺にある眺望点に関する情報を広く収集する観点から、枝幸町だけでなく、北海道庁をはじめ隣接市町村の各団体が発行している文献等を確認しました。ご指摘のありました当該出典には、対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点となりうる候補地点は存在しなかったことから、表中に記載していません。表の出典欄には表中に記載がない出典番号も記載していたことから誤解を招く表記となっていました。そのため、表 3.1-32の記載内容を【別添資料3-5】のとおり修正しました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	132	表 3.1-33 対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	表の下の記載のある出典の内、2、7～10、12及び14は表中の出典にありませんが、どのように活用されたのか、ご教示ください。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の選定に際しては、対象事業実施区域周辺にある主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する情報を広く収集する観点から、枝幸町だけでなく、北海道庁をはじめ隣接市町村の各団体が発刊している文献等を確認しました。ご指摘のありました当該出典には、対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場となりうる候補地点は存在しなかったことから、表中に記載していません。表の出典欄には表中に記載がない出典番号も記載していたことから誤解を招く表記となっていました。そのため、表 3.1-33の記載内容を【別添資料3-6】のとおり修正しました。
3-7	145	3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	①河川及び地下水の利用有無について確認するにあたり、関係自治体（水道所管部局）や関係機関（さけ・ます増殖事業者、農業団体等）へのヒアリングを実施しているか、また今後の実施予定について、ご教示ください。 ②農業・工業での利用はないと記載されていますが、どのように確認されたのか、ご教示ください。 ③水道水源としての利用はないとのことですが、その他の目的で利用されている井戸の有無についての確認状況をご教示ください。 ④対象事業実施区域周辺に住宅等が存在しています（P151）が、これらの住宅等において飲用井戸を利用している可能性はないでしょうか。飲用井戸の有無の把握、及び飲用井戸の利用が確認された場合の配慮の必要性について、事業者の見解をご教示ください。	①河川及び地下水の利用有無について枝幸町及び枝幸町歌登支所にヒアリングを行いました。関係機関（さけ・ます増殖事業者、農業団体等）については、対象事業実施区域周辺にふ化場がありますが、本事業実施（工事実施）に伴う河川水質への影響はないと判断したため、現時点ではヒアリングを実施していません。今後実施する魚類調査等において対象事業実施区域近傍でサケの遡上が確認される場合は、関係機関にヒアリングを実施する予定です。 ②農業・工業での利用については、枝幸町にヒアリングを行い、対象事業実施区域及びその周囲の河川流域内には利用はないことを確認しています。 ③④井戸の有無等については枝幸町にヒアリングを行い、対象事業実施区域を含む流域内に井戸はないことを確認しています。 なお、今回の方法書の縦覧及び住民説明会などで対象事業実施区域周囲の地域住民の方々に対して、本事業について公表しています。今後も、地域住民の方々との対話の中で井戸水の利用等についても確認し、井戸水の利用が確認された場合は、影響の可能性の検討、必要な対策、水質監視モニタリング等、適切な対応を検討します。
3-8	155	表 3.2-15 産業廃棄物の処理施設数	1次	各処理施設の合計が24箇所となっておりますが、単純に施設ごとの合計を足すと、30箇所となります。24箇所となる理由をご教示ください。	ご指摘のとおり、表 3.2-15に示す各処理施設の合計について、30箇所と記載するところ、24箇所と誤った記載としていました。表 3.2-15の記載内容を【別添資料3-8】のとおり修正しました。
3-9	178	表 3.2-36(1) 排水基準を定める省令(有害物質に係る排水基準)	1次	令和6年1月に公布された水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令により、排水基準における六価クロム化合物の許容限度は0.5mg/Lから0.2mg/Lへと改正（R6.4.1施行）されておりますので、ご確認をお願いします。	ご指摘のとおり、排水基準における六価クロム化合物の許容限度は、0.5mg/Lから0.2mg/Lへ改正されていますので、【別添資料3-9】のとおり排水基準を定める省令における六価クロムの許容限度を0.2mg/Lに修正しました。
3-10	200	図3.2-21土砂災害（特別）警戒区域の指定状況	1次	指定区域の流域を対象事業実施区域から除外しなかった理由をご教示ください。	対象事業実施区域の設定に当たっては、土砂災害警戒区域（土石流）を除外し、対象事業実施区域を設定しています。対象事業実施区域の「指定区域の流域」該当部分にある既設道路（改変を伴わない）を使用することから、対象事業実施区域に含めています。しかしながら、当該区域の指定区域の流域については改変行為は行いません。
3-11	201	図 3.2-22 山地災害危険地区の状況	1次	対象事業実施区域内に崩壊土砂流出危険地区が含まれておりますが、道路幅など、改変を予定する区域との重複はしない予定でしょうか。なぜこの箇所を区域から除外しなかったのか、理由をご教示ください。	対象事業実施区域内の崩壊土砂流出危険地区と道路幅などの改変を予定する区域と重複はしていません。この区域は同一地権者であったことから対象事業実施区域として設定していますが、準備書手続きまでに検討し、除外することで調整します。
3-12	212	表 3.2-52 関係法令等一覧	1次	土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（これらを総称して「土砂災害危険箇所」という。）の掲載がありますが、警戒避難体制の整備等を要する区域の調査・公表の仕組みは土砂災害防止法に引き継がれ、国では「土砂災害警戒区域」を使用することとしていますが、当該土砂災害危険箇所を掲載した意図などがありましたら、その内容をご教示ください。 参考： <a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/doshasaiga_i_kikenkasho.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/doshasaiga_i_kikenkasho.html</a>	表 3.2-52に示す土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）については、方法書ドラフトの段階でご指摘いただきましたが、削除漏れとなっていました。そのため、表 3.2-52の記載内容を【別添資料3-12】のとおり修正しました。

4. 「第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	217	表 4.1-2 環境影響評価の項目の選定	1次	<p>建設機械の稼働を要因とする窒素酸化物、粉じん等及び振動について選定されていませんが、発電所に係る環境影響評価の手引においては、「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には環境影響評価項目として設定するとされています。</p> <p>本事業では、対象事業実施区域周辺に住宅等が存在している(p151)とされており、振動等による影響が懸念されますので、環境影響評価項目として選定する必要があるか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>なお、発電所アセス省令第21条では、参考項目を勘案しつつ、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響評価の項目選定を行うとされていることを踏まえて、ご回答ください。</p> <p>また、環境影響評価項目として選定しない場合であっても、住宅等への配慮として想定されている対応がありましたら、その内容をご教示ください。</p>	<p>対象事業実施区域の北西側周辺に住宅等が存在しており、この近くでは、既設道路の拡幅工事や資材置き場の整地を実施する予定ですが、大規模な建設工事は行わないことから、その影響の程度は小さく環境保全上の支障が生じることは想定しにくいため、建設作業の稼働に伴う窒素酸化物、粉じん等及び振動については環境影響評価項目として選定していません。</p> <p>一方で、可能な限り排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械を採用すること、作業待機時のアイドルリングストップを励行すること、状況に応じて散水を行い粉じんの飛散防止を図ること等の環境保全措置を講じ、対象事業実施区域の北西側周辺に存在している住宅等に対して十分配慮しながら工事を進めていく方針です。</p>
4-2	224	表 4.2-1 (2) 専門家等への意見聴取の結果 (専門家B)	1次	<p>①専門家から「たとえば工事中の排水が支流に流れると、生息している魚類に影響が生じ、鳥類にも影響が生じることが懸念される。魚類への影響については漁業関係者からも問われる可能性がある」との助言がありますが、下流域の漁業関係団体に事業の説明はされているのか、伺いますとともに、事業の説明を実施していない場合は、今後の予定についてご教示ください。</p> <p>②専門家から「夜行性鳥類の生息状況調査は、鳴き声のヒアリング調査や録音調査のほか、日没前後の目視観察調査ではサーマルカメラ等の調査機器の利用も検討するとよい」との助言があり、事業者の対応として「ご助言を踏まえ現地調査開始までに検討します」との記載がありますが、現時点におけるサーマルカメラ等暗視機器を用いた調査を実施するかどうかの検討状況についてご教示ください。</p> <p>③専門家から「オオタカを上位性注目種とする場合、小型・中型鳥類を主たる餌資源として調査を実施する計画としているが、エゾリス等の小型哺乳類を餌としている可能性も考えられ、調査対象とすべき餌生物種に含める必要がある」との助言を受けていますが、P305において、オオタカの餌資源については鳥類を調査する計画とされています。P225の事業者の対応として、「採餌痕等の調査結果から餌資源を推定した上で、現況調査に反映いたします」とあることから、採餌痕から哺乳類の毛皮などが確認された場合にはエゾリス等の小型哺乳類についても餌資源調査をされるのでしょうか。</p> <p>「潜在的な餌種となる生物種を対象として調査方法を策定すべき」との専門家の意見を踏まえ、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①対象事業実施区域周辺を流れる北見幌別川では、下流域を含め、内水面漁業権は設定されていないため、現時点では本事業に関する漁業関係団体への説明は実施していません。</p> <p>なお、北見幌別川の河口付近の海域でサケを対象とする定置網の漁業権が設定されていることから、対象事業実施区域近傍(調査地域内)で多くのサケの遡上が確認された場合は、必要に応じて漁業関係団体への説明を検討します。</p> <p>②夜間の鳥類調査におけるサーマル機器やICレコーダーの活用等については、本事業の環境影響評価における有効性や調査地域の特性の観点から、先行事例や専門家の意見等を踏まえて実施可能な調査手法の検討を進めています。</p> <p>③現在、生態系上位性注目種として想定しているオオタカについて、主な餌動物は小鳥類と考えていますが、エゾリス等の小型哺乳類の採餌痕が確認された場合は、哺乳類調査で実施する目撃・フィードサイン法において、エゾリス等の小型哺乳類についても餌資源調査を実施します。</p> <p>生態系注目種の潜在的な餌動物を対象とした調査については、最新の知見や他事例の情報収集に努めます。</p>
4-3	226	表 4.2-1 (3) 専門家等への意見聴取の結果 (専門家C)	1次	<p>専門家の助言を受け、事業者の対応として「エゾシカの残滓の分布に留意して現地調査を実施し、情報を蓄積いたします」との記載がありますが、狩猟やロードキルで発生するエゾシカの残滓は偶発的に生じるものであり、分布を予測することは難しいのではないのでしょうか。分布をつかむ努力をするよりも、関係機関と連携のうえ、対象事業実施区域及びその周辺においてエゾシカの残滓を放置しないよう、狩猟者へ呼びかける方がバードストライクの防止に有効と考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>「エゾシカの残滓の分布」の確認については、ご指摘のとおり分布の傾向を把握することは難しいと考えますが、残滓を餌資源とするオジロワシ・オオワシの誘因物ともなるため、現地調査で確認された際は、位置情報を記録する方針です。</p> <p>また、エゾシカを対象とした狩猟活動のほか、残滓の放置状況についても地元猟友会から情報を収集します。</p> <p>また、エゾシカの残滓の放置などに関する狩猟者への呼びかけ方法などについては、今後自治体と相談していきます。</p>
4-4	229	表 4.2-1 (5) 専門家等への意見聴取の結果 (専門家E)	1次	<p>専門家の助言を受け、事業者の対応として「沢沿いに現地踏査ルートを設定いたします(図4.2-10(1)~(6)参照)。また、魚類・底生動物調査においてもトンボ類の生息に留意して調査を実施いたします」との記載がありますが、これは、沢沿いにおいてムカシトンボ等の成虫の調査を行うのか、ヤゴなどの水棲昆虫も含めて底生動物の調査を行うのかのいずれなのかについてご教示ください。</p>	<p>ムカシトンボについては、任意採集法による成虫の目視確認のほか、底生動物調査の際に、調査地点周辺で幼虫の生息の可能性がある水域(河床材が礫で、産卵するフキ等の植物が水面上をカバーする小河川・沢)においても成虫及び幼虫の生息状況や成虫による産卵状況を確認します。</p> <p>また、沢沿い等水域周辺を踏査する両生類調査やザリガニ調査においても確認します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-5	235 239	表4.2-2 表4.2-3 調査、予測及び評価の手法 (交通騒音・交通振動)	1次	3. 調査地域について、主要な走行ルートのうち、工事用車両が集中する範囲は、どのような検討を行い、どのように設定されたのかをお示しください。	工事用資材等の輸送で車両台数が多いミキサー車については、生コンの調達先として3箇所を候補として検討しており、それらからのミキサー車の走行台数が枝幸町市街地から対象事業実施区域までのルートにおいて最も重複すること、また対象事業実施区域周辺では工事関係者の通勤車両等も付加されることから、対象事業実施区域周辺のルートが最も集中する範囲として調査地点を設定しました。
4-6	235 239	表4.2-2 表4.2-3 調査、予測及び評価の手法 (交通騒音・交通振動)	1次	5. 調査期間等において、道路交通騒音・振動の状況を代表する平日及び土曜日の各1日の昼間(騒音は6~22時、振動は8~19時)に連続測定するとされていますが、 ①日曜・祝日は工事関係車両の出入りがないと解してよろしいでしょうか。 ②工事関係車両の通行時間帯はどのように想定されているのかをご教示ください。 ③調査日はどのような条件を基に決定されるのかをご教示ください。	①一週間の施工サイクルは、祝日を含め月曜日から土曜日までを予定しており、原則日曜日の工事関係車両の出入りはない予定です。 ②工事関係車両のうち施工に関わる車両の詳細な通行時間帯は今後検討しますが、基本的に午前8時から午後6時を計画しています。 また、風力発電機等大型機材の輸送車両は、道路使用許可の制約から夜間搬入を予定しており、深夜から早朝の時間帯で最大2台を想定しています。 ③「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年、環境省)によると、「騒音測定は天候等が安定している秋季が望ましく、年末年始、帰省時期、教育機関の休みの時期は避けるべき」とされていることを踏まえ、秋季のうち比較的穏やかな天候時に調査日を設定する方針です。
4-7	235 240	表4.2-2 表4.2-3 調査、予測及び評価の手法 (交通騒音・交通振動)	1次	8. 予測対象時期等の工事計画に基づき、工事用車両の交通量が最大となる時期とは、P18に記載の工事工程(準備工事、基礎工事、据え付け工事等)のいずれの時期が想定されるかをご教示ください。	交通量が最大となる時期は、基礎工事のうちコンクリート打設時になります。現時点での計画では、生コンクリートを輸送するミキサー車の運行を一日最大240台としています。
4-8	236 237	表4.2-2 調査、予測及び評価の手法 (交通騒音・建設騒音)	1次	9. 評価の手法において、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)との整合が図られているかを検討するとしていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	工事用資材の搬出入に伴う道路交通騒音については、「騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)」の昼間の基準値(70dB以下)と比較し、評価します。 建設機械の稼働に伴う騒音については、当該地域は「騒音に係る環境基準」の類型指定はされていませんが、「騒音に係る環境基準(一般地域)」のA及びB類の昼間の基準値(55dB以下)と比較し、評価します。
4-9	237 238 241	表4.2-2 調査、予測及び評価の手法 (建設騒音・施設騒音・超低周波音)	1次	3. 調査地域について、対象事業実施区域及びその周辺として設定された範囲は、どの図の範囲をお示しください。	対象事業実施区域及びその周辺として設定した範囲は、図4.2-1の図郭内です。 【別添資料4-9】のとおり、騒音に係る調査、予測及び評価の手法における3.調査地域に(図4.2-1参照)を追記しました。
4-10	237	表4.2-2 調査、予測及び評価の手法 (建設騒音)	1次	5. 調査期間等の1)騒音の状況について、現地調査の時期は、平日の1日間の昼間(6~22時)とされていますが、調査日はどのような条件を基に決定されるのかをご教示ください。 その際、発電所に係る環境影響評価の手引において、「対象事業実施区域及びその周辺地域の実態に応じて適切な時期を選定し、1~4季について平日又は休日、或いはその両日に、建設機械が稼働する時間帯に1回調査する。」とされていることに対し、適切な調査期間が設定されていると判断される根拠をお示しください。なお、同手引きにおいて、「測定日の選定に当たっては、年末年始、盆、雨天等発生源が大きく変化する日避け、蝉・鳥・カエル等の声等に注意しつつ平均的な状況を呈する日を選ぶものとする。」とされていることを踏まえ、ご回答ください。	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)において、「騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定する」とされていることを踏まえ、騒音の状況を代表する1日間で計画しています。 季節については、冬季の休工期を除く3季のうち、春季は降雪があり、夏季は虫の鳴き声による音の増加が考えられるため、これらの時期を避けて秋季での実施を計画しています。また、対象事業実施区域及びその周辺には工場・事業場等は存在しておらず、平均的な状況として平日に調査を行う計画としています。
4-11	237 238 241	表4.2-2 表4.2-4 調査、予測及び評価の手法 (建設騒音・施設騒音・超低周波音)	1次	7. 予測地域及び地点について、準備書において示される予測結果は、予測地域を対象として示されるのか、予測地点のみを対象として示されるのかをご教示ください。	準備書での予測結果については、予測地点における予測値に加えて、予測地域を対象としたコンター図を作成し、予測地域全体の予測結果を示します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-12	238 241	表4.2-2 表4.2-4 調査、予測及び評価の手法 (施設騒音、超低周波音)	1次	5. 調査期間等について、4季に各3日間測定するとされていますが、 ①騒音と超低周波音の調査期間を同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②各季節において、調査日はどのような条件を基に決定されるのか、騒音・超低周波音、風況の状況調査についてそれぞれご教示ください。	①騒音と超低周波音の調査期間については、同一期間とします。 ②残留騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年、環境省)に従い、各季節で有効風速範囲における測定日が確保できるよう期間を設定します。 超低周波音については、各季節、極力風の強い日を選けるように設定します。 風況の状況調査については、騒音・超低周波音の調査期間に合わせて実施します。
4-13	240	表4.2-3 調査、予測及び評価の手法 (交通振動)	1次	9. 評価の手法の2)において、「振動規制法施行規則」に規定された要請限度との整合が図られているかを検討されるとしていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	道路交通振動については、「振動規制法施行規則」の第1種区域の昼間の要請限度(65dB)と比較し、評価します。
4-14	241	表4.2-4 調査、予測及び評価の手法 (超低周波音)	1次	調査や予測を行う周波数の範囲をご教示ください。また、その評価方法をご教示ください。	調査や予測を行う周波数の範囲は1~200Hzです。 評価方法としては、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に示される「ISO 7196 超低周波音を感じる最小音圧レベル」、「建具のがたつきが始まるレベル」及び「超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書」(昭和55年度、文部省科学研究費「環境科学」特別研究)に示される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較し、評価します。
4-15	244	表4.2-6 調査、予測及び評価の手法 (水の濁り)	1次	2. 調査の基本的な手法の2) 気象の状況については、過去10年間の降水量について資料の収集及び整理を行うとのことですが、最寄りの気象観測所である歌登気象観測所の降水量のデータを用いると解してよろしいでしょうか。 また、発電所に係る環境影響評価の手引において、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等により調査することとされていますが、過去の降水量のデータの状況に応じて、専門家等への聞き取り等を実施されますでしょうか。実施される場合にはどのような状況の場合に実施するか、併せてご教示ください。	気象の状況については、歌登気象観測所の降水量のデータを用いる計画です。 最近の気象状況を踏まえた集中豪雨的な強雨時にも留意した予測について、現時点では専門家への聞き取りは想定していませんが、最新の知見や他事例を参考に検討する方針としています。
4-16	245	表4.2-6 調査、予測及び評価の手法 (水の濁り)	1次	①5. 調査期間等の1)浮遊物質の状況【現地調査】について、平水時3回(春季、夏季、秋季)及び降雨時2回の計5回とするとされていますが、 (1)春季、夏季、秋季とは具体的に何月を想定されているのかをご教示ください。 (2)「降雨時2回」について、1降雨に対し、2回採水されると解してよろしいでしょうか。 また、各1回の降雨に対し、どのような段階に分けて採水する計画なのか、また、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。 ②5. 調査期間等の4)水象の状況について、現地調査を1回行うとされていますが、具体的にどのような時期に実施されるのかをご教示ください。	① (1)春季は5月、夏季は7月、秋季は9月を想定しています。 (2)降雨時2回とは2降雨を対象とし、1降雨時に2回の採水を計画しています。具体的には、ピーク時に1回、降雨ピーク前又は後に1回採水する予定です。 現地調査の実施判断は、事前に天気予報で調査日を選定した上で、当日も気象レーダーやアメダスデータを確認しつつ、現地での流量や濁りの状況も踏まえながら、計画どおりに採水できるよう対応する方針です。 ②水象の状況における現地調査は、雪解け後の春季(5月)に行う計画です。
4-17	246	図4.2-2(1)水の濁りの調査地点(水質)	1次	水質調査地点の集水域は、対象事業実施区域を網羅していません。どの地点の集水域にも含まれない範囲の降雨等は、どこへ流出すると想定されているのでしょうか。また、調査地点の集水域が対象事業実施区域を網羅するよう調査地点を追加する必要はないか、事業者の見解をお示しください。	対象事業実施区域内の集水域が空白の範囲については、変更しないため、水の濁りによる影響が想定されないことから調査地点の追加は考えていません。
4-18	249	表4.2-8 調査、予測及び評価の手法 (風車の影)	1次	①5. 調査期間等の現地調査は1回とされていますが、調査を実施する「土地利用及び地形の状況が適切に把握できる時期」とは具体的にいつ頃であるか、また、どのような条件を基に調査日を設定するか、理由と併せてご教示ください。 ②海外の指針値を2つ挙げていますが、どのような場合にどの基準との整合を見るのかをご教示ください。	①調査実施時期として、遮蔽の効果が小さくなる落葉期を計画しています。現地調査では、住宅等の位置、窓や遮蔽の状況を把握することを目的としており、調査日の条件は特に設定していません。 ②まず、実際の気象条件を考慮しない場合の予測結果と「年間30時間かつ1日30分間を超えないこと」との比較を行い、これを超過する対象がある場合は、実際の気象条件を考慮する場合の予測を行い、「年間8時間を超えないこと」との比較し、評価します。



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-19	253 303	表4.2-9 表4.2-19 調査、予測及び評価の手法 (動物・生態系)	1次	動物の調査地点について、各環境区分において代表的な場所に3地点ずつ設置するとありますが、区域中央部のカラマツ植林地や風力発電機6及び8号機があるダケカンバ群落付近にも調査地点を設ける必要はないでしょうか。	動物の調査地点については、植生の分布状況のほか、調査実施時(特に夜間調査)の安全性を考慮して設定しています。 植林地に設定した3地点のうちカラマツ植林地は、安全性の観点から調査地点として選定していませんが、ご指摘のとおり対象事業実施区域の北部～中央部に分布しているため、カラマツ植林地の生育分布状況や伐採状況を再度確認し、実施可能な地点があれば調査地点として見直します。 自然林または二次林(沢地形周辺樹林地)についても、ダケカンバ群落の生育分布状況や伐採状況を再度確認し、実施可能な地点があれば調査地点として見直します。
4-20	254 276	表4.2-9 図4.2-8 調査、予測及び評価の手法 (動物)	1次	冬季の夜間調査は(中略)実施可能な範囲・方法で実施とのことですが、どのような方法、期間、調査地点を想定しているか、現時点での想定で構いませんので、具体的にご教示ください。	冬季(積雪期:12月～3月)の夜間調査は、見通しが良い場所において徒歩での移動が可能な範囲、車両やスノーモービル(住宅地周辺を除く)でのアプローチが可能な範囲で調査員が移動し、鳴き声により鳥類の確認を行う予定です。 なお、実際には調査当日の積雪の深さや雪質、除雪状況により調査範囲を決定します。
4-21	254	表4.2-9 調査、予測及び評価の手法 (動物)	1次	渡り鳥の夜間の調査は、何時から何時まで実施する予定かご教示ください。	渡り鳥の夜間の調査は、原則として日の入り1時間前～日の入り後3時間程度を予定しています。 現在、サーマル機器やICレコーダーの活用等、夜間の渡りが確認できる調査手法の検討を進めています。
4-22	255	表4.2-9 調査、予測及び評価の手法 (動物)	1次	6. 予測の基本的な手法で、鳥類の衝突については環境省の手引等に基づき定量的に予測することが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われま す。 したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の貴社の対応方針を回答願います。	準備書では、鳥類の風力発電機への衝突に関する推定結果について、個々の風力発電機設置箇所だけではなく、対象事業実施区域全体を明示し、衝突に関する推定結果と風力発電機の位置との関係を明らかにした上で、風力発電機の配置の考え方を示します。
4-23	256	表4.2-10 調査内容の詳細 (動物)	1次	①小型哺乳類捕獲調査において、シャーマントラップを各20個及びビットフォールトラップを5個設置すると記載されていますが、ビットフォールトラップの設置数は一地点あたり(環境区分毎に)少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。 ②また、トラップ類は2晩設置とありますが、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。	①ビットフォールトラップについては、毎日見回りした場合でもトラップ内で死亡する個体も多く、またキタキツネ等による持ち去りもあることから、1地点あたりの設置数を5個としましたが、ご意見を踏まえてより良い調査の実施の観点から、適正な設置数について、改めて検討します。 ②トラップ類の確認頻度は、1日1回としています。
4-24	256	表4.2-10 動物に係る調査内容の詳細	1次	コウモリ類のバットディテクターによる調査について ①バットディテクターはフルスペクトラム式でしょうか。 ②バットディテクターの設置高さやマイクの向きをご教示ください。 ③上端に設置するマイクは風車の最大高である198m程度を飛翔するコウモリの発する音声を録音できる見込みか、ご教示ください。 ④バットディテクターの設置箇所はP258等で黄緑の■で示される1箇所のみで実施するという理解でよろしいでしょうか。	①コウモリ調査で使用するバットディテクターは、フルスペクトラム式を予定しています。 ②高度別飛翔の記録で設置するバットディテクターは2箇所考えており、高さは、現時点では10～20m(林内～樹冠の飛翔を観測)、50m程度(風力発電機のブレード回転域の飛翔を観測)を予定しています。 また、マイクの設置向きは、下端は水平方向、上端は上向き方向に設定する予定です。 ③高度別飛翔の記録で設置するバットディテクターによる調査は、上端に設置するマイクを上向き方向に設置した場合でも最大高198m程度を飛翔するコウモリ類の音声を録音することは難しいと考えていますが、上向きにバットディテクターを設置することで、マイク設置位置から50m程度(距離減衰が少ない20kHz前後の低周波数帯の場合)の範囲の飛翔状況を推測することが可能と思われる。 ④高度別飛翔の記録で設置するバットディテクターの設置箇所は、ご理解のとおり図に示す1箇所としています。 なお、3季の現地踏査においてもバットディテクターを用いて生息状況を確認します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-25	257	表4.2-10 調査内容の詳細(動物)	1次	昆虫類の調査について、風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。なお、調査を実施される場合は、ブレードの高さも含めて実施されるのかについても見解をお示しください。	飛翔性昆虫や吹上昆虫を主対象とした調査について、現時点では計画していませんが、実施する場合は、気流が集まる谷部周辺等においてスウィーピング等による捕獲等、簡易的な手法での実施を考えています。また、ブレードの高さを考慮した調査については、確立された手法がないため、最新の知見、専門家の意見を参考に検討します。
4-26	258-292	図4.2-5、6、8、9、10 調査位置	1次	現地の状況を踏まえて調査地点や踏査ルートを変更する可能性があるとのことですが、実際の現地の状況から調査ができないと判断された場合、どのように対応する予定か、事業者の見解を伺います。	現地の状況から、調査地点を変更することになった場合は、方法書作成時に設定した調査地点の選定方針に基づき、安全性を考慮して新たな調査地点を選定します。踏査ルートの変更は、地形条件等により踏査の実施が難しい(危険が伴う)場合、または踏査によって調査対象の生息の可能性が極めて低い場合など、現地状況を見てそのような箇所は回避または除外します。
4-27	258	図4.2-5 調査位置(哺乳類)	1次	コウモリ類の捕獲調査地点は、現地の状況やバットディテクターの確認状況を踏めて決定することとなりますが、風力発電機8~10号機付近は踏査されないこととなっています。現段階の踏査計画でこれらの風力発電機付近の状況を十分に把握できる見込みなのか、事業者の見解をご教示ください。	風力発電機8~10号機付近は、既設道路がないことから車両によるアプローチができないため、安全管理上の理由から、夜間に実施するバットディテクターを用いた現地踏査の実施が難しいと考えています。そのため、周辺既設道路からの車両によるアプローチが可能な場所から風力発電機8~10号機側に極力近づき、バットディテクターによる確認を行うこととしています。この方法により、風力発電機8~10号機周辺のコウモリ類の生息状況を確認できると考えていますが、事前の現地踏査から現地の状況確認が難しいと判断した場合は、バットディテクターの一定期間(各季の調査期間4日間程度)設置を検討します。
4-28	272	図4.2-7 調査位置(希少猛禽類・渡り鳥)	1次	空中の可視領域は区域全体を網羅していますが、地上の可視領域が風力発電機設置地点を網羅できていない箇所があります。図書でいう「空中の可視領域」について、風力発電機上端部より上空のほか、風力発電機の高さ範囲内も含んでいるものと思われそうですが、風力発電機でいうところの部分まで視認できるのでしょうか。少なくとも発電機の基底部からブレードの先端部まで視認できないと、正しい予測及び評価が困難であると考えますが、視認できない場合の対応も含めて事業者の見解をご教示ください。	風力発電機のうち5号機及び7号機以外は地表部まで視認できるため、風力発電機の基底部からブレードの先端部までを視認できます。なお、5号機及び7号機の視認が難しい箇所については、猛禽類等の出現状況に応じて移動する移動定点(ST-6)により視野を補足し、漏れのない調査の実施に努めます。
4-29	295	表4.2-17 調査、予測及び評価の手法(植物)	1次	植生調査について、ブラウンプランクによる植物社会学的方法の調査における代表的な群落に設置するコードラートは1群落あたり何力所程度設置する予定なのかご教示ください。	植生調査において設定するコードラートは、1群落あたり3箇所を基本としますが、対象となる群落の規模・分布数によりコードラート箇所数を適正に設定します。
4-30	296-301	図4.2-12 調査位置(植物)	1次	現地の状況を踏まえて調査地点や踏査ルートを変更する可能性があるとのことですが、実際の現地の状況から調査ができないと判断された場合、どのように対応する予定か、事業者の見解を伺います。	現地の状況から、調査地点を変更することになった場合は、方法書作成時に設定した調査地点の選定方針に基づき、安全性を考慮して新たな調査地点を選定します。踏査ルートの変更は、地形条件等により踏査の実施が難しい(危険が伴う)場合、または踏査によって調査対象の生育の可能性が極めて低い場合など、現地状況を見てそのような箇所については回避または除外します。
4-31	304	表4.2-20 上位性の注目種の選定(生態系)	1次	上位性注目種の選定について、オオタカとノスリが同等レベルと評価され、オオタカを選定した理由が、「現時点では改変予定区域の環境から採餌場としての利用頻度が比較的高いと考えられる」としていますが、どのような条件から採餌場としての利用頻度がノスリよりも高いとしたのか、具体的にご教示ください。	対象事業実施区域の多くは樹林環境となっており、耕作地等開けた環境で採餌することが多いノスリに比べ、オオタカのほうが対象事業実施区域内での採餌環境としての利用が多いと考え選定しました。
4-32	325	表4.2-25 調査、予測及び評価の手法(景観)	1次	①4季それぞれ何月頃の調査を予定しているかご教示ください。 ②予測の基本的な手法について、「フォトモニタージュ法による視覚的な表現手法により影響を予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモニタージュを活用したアンケートは実施されるでしょうか。影響予測の手法について具体的にご教示願います。	①春季は5月~6月(新緑の時期)、夏季は7月~8月(葉が生い茂る時期)、秋季は10月~11月(紅葉の時期)、冬季は12月~1月(積雪時期)を予定しています。 ②予測の基本的な手法として作成したフォトモニタージュを用いた地域住民や主要な眺望点の利用者へのアンケートについては現段階で実施の予定はありませんが、主要な眺望点としている地点の管理者等からの要望に応じて検討したいと考えています。また、身近な眺望景観については、フォトモニタージュを用いて地域住民の方々に説明し、直接ご意見を伺う場を設けることも検討しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-33	337 338	表4. 2-32 図4. 2-21 調査地点の選 定理由（人触 れ場）	1次	No. 2のふれあい公園交流ハウスについて、選定理由には「人と自然との触れ合いの活動の要素が低いため非選定とした」とありますが、調査地点としては○で選定されており、338ページの図でも調査地点として示されています。この地点についてどのように対応するのかお示しいただいた上で、必要に応じて関連する記載を修正してください。	ご指摘のとおり、表4. 2-32に示すNo. 2のふれあい公園交流ハウスの選定理由について、「工事用車両走行ルートとアクセス路が重複するため選定した。」と記載するところ、「人と自然との触れ合いの活動の要素が低いため非選定とした」と誤って記載していました。正しい内容を【別添資料4-33】に記載しました。

#### 5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		